⑩大津市消費生活センター（高額商品の契約等の消費生活の相談）

所在地	〒520-0047　大津市浜大津四丁目1番1号　明日都浜大津　4階
電話　（FAX）	電話 077-528-2662　　（FAX 077-521-2193）
開所時間	月～金曜日　8:40～17:25　（祝日、年末年始を除く） ＊相談時間は、　9:00～17:00
相談内容	契約、消費生活に関してわからないことや困ったこと
相談内容例	「街角で声をかけられ、無理やりすすめられた商品を買ってしまったけれど、返品したい。」 「子どもが携帯サイトでワンクリックしたら、高額請求を受けた。」 「商品やサービスの取引などで迷ったり、困った。」 「身に覚えのない請求がきた。」 「業者が突然訪問し、無料で点検しますと家に上がりこみ、高額な商品やサービスをしつこく売り込まれて困った。」 「簡単な仕事で高収入といわれ、高額な研修費を払ったのに、仕事がこない。」 「無料商品をもらううちに、高額な商品を買わされた。返品したい。」
対応方法	消費生活相談員による電話相談、来所相談
料金	無料
紹介の方法	電話または直接来所するようお伝えください。

⑪大津市役所　生活福祉課　（生活保護に関する相談）

所在地	〒520-8575　大津市御陵町 3-1　大津市役所　本館 2 階
電話	電話 077-528-2744
開所時間	月～金曜日　8:40～17:25　（祝日、年末年始を除く）
相談内容	生活保護に関する相談 ＊生活保護とは、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障（日本国憲法第25条）し、自分達の力で生活できるように手助けする制度です。保護には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。
対応方法	・生活保護申請に関する相談は、原則、来所相談 ・生活保護受給者からの相談は、電話および訪問による相談も実施
料金	無料
紹介の方法	生活保護申請に関する相談は、本人、同居の親族及び扶養義務者が来所するようにお伝えください。（生活保護法第7条）

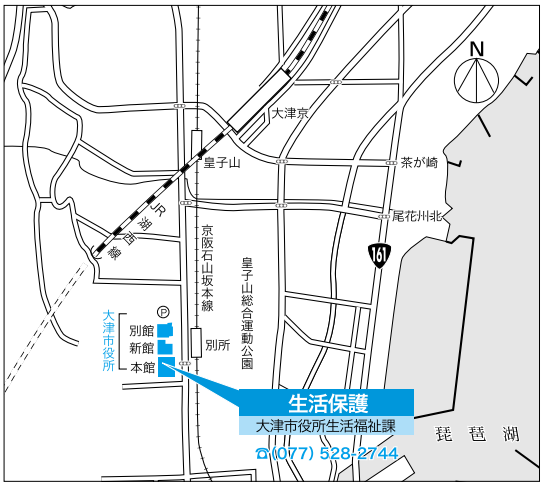

⑫滋賀弁護士会（多重債務相談、法的トラブルの相談）

所在地	〒520-0051　大津市梅林一丁目 3 番 3 号
電話　（FAX）	電話：077-522-2013　（FAX：077-522-2908）
多重債務相談（無料）	内容：「借金の返済に困っている」などの債務相談 日時：月～金曜日の 13:30～16:00 場所：滋賀弁護士会館
他の相談（一般相談は有料）	・一般相談（金銭トラブル・借地借家・悪徳商法被害・離婚問題・相続問題・遺言・犯罪や非行・刑事事件など、30 分 5,250 円） ・交通事故相談（無料）
相談予約方法	予約受付電話　077-522-3238 月～金曜日の 9:00～12:00、13:00～17:00
紹介の方法	予約受付電話で予約してください